

京都市上下水道局管理規程第5号

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年10月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

第10条中「郵便為替証書」を「郵政民営化法第94条に規定する郵便貯金銀行（以下「郵便貯金銀行」という。）が発行する為替証書」に、「郵便振替貯金払出証書」を「郵便貯金銀行が発行する振替払出証書」に改める。

第16条第1項第8号中「日本郵政公社」を「郵便事業株式会社」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)